

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第66号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定猟法禁止区域の標識の寸法)

第2条 法第15条第14項ただし書に規定する条例で定める指定猟法禁止区域の標識の寸法は、次のとおりとする。ただし、既存の工作物を利用して効果的に設置することができる場合であって、制札を容易に視認することができるときは、この限りでない。

- (1) 制札の1辺の長さが30センチメートル以上であること。
- (2) 制札に支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが80センチメートル以上であること。

(鳥獣保護区の標識の寸法)

第3条 法第28条第9項において準用する法第15条第14項ただし書に規定する条例で定める鳥獣保護区の標識の寸法は、次のとおりとする。ただし、制札については、既存の工作物を利用して効果的に設置することができる場合であって、当該制札を容易に視認することができるときは、この限りでない。

- (1) 標柱にあつては、底面の1辺の長さが9センチメートル以上であり、かつ、地上部分の長さが200センチメートル以上であること。
- (2) 制札にあつては、縦の長さが36センチメートル以上であり、かつ、横の長さが45センチメートル以上であること。
- (3) 制札の支柱の底面の1辺の長さが7センチメートル以上であり、かつ、地上部分の長さが150センチメートル以上であること。ただし、支柱に鉄材等を用いる場合であって、木材を使用した場合と同程度以上の強度を有すると認められるときは、支柱の底面の寸法については、この限りでない。

(特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域の標識の寸法)

第4条 前条の規定は、法第29条第4項において準用する法第15条第14項ただし書に規定する条例で定める特別保護地区及び法第35条第12項において準用する法第34条第7項に規定する条例で定める特定猟具使用禁止区域の標識の寸法について準用する。

(休猟区の標識の寸法)

第5条 法第34条第7項に規定する条例で定める休猟区の標識の寸法は、次のとおりとする。ただし、制札については、既存の工作物を利用して効果的に設置することができる場合であって、当該制札を容易に視認することができるときは、この限りでない。

- (1) 標柱にあつては、底面の1辺の長さが9センチメートル以上であり、かつ、地上部分の長さが120センチメートル以上であること。
- (2) 制札にあつては、1辺の長さが30センチメートル以上であること。

(3) 制札に支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが80センチメートル以上であること。

(特定猟具使用制限区域の標識の寸法)

第6条 第2条の規定は、法第35条第12項において準用する法第34条第7項に規定する条例で定める特定猟具使用制限区域の標識の寸法について準用する。

(特別保護指定区域の標識の寸法)

第7条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書に規定する条例で定める特別保護指定区域の標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用して効果的に設置することができる場合であつて、制札を容易に視認することができるときは、この限りでない。

(1) 制札の縦の長さが70センチメートル以上であり、かつ、横の長さが90センチメートル以上であること。

(2) 制札の支柱の地上部分の長さが150センチメートル以上であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。